狩猟事故に注意してください！

大阪府の狩猟期間

令和8年11月15日（日）から令和9年2月15日（月）までの間

※　イノシシ、シカは、令和9年3月15日（月）まで狩猟期間が延長されています。

狩猟者の皆さんへ

～狩猟のできる場所は、狩猟者だけのものではありません。ハイキングや散策を楽しむ人々が大勢いることを忘れてはなりません～

○　猟銃を発射する場合には、周囲の安全を十分に確認してください。
○　特に、発射方向に人家や道路があったり、人がいる可能性のある場合は、絶対に引き金を引いてはなりません。
○　暴発の多くは、移動中など発射が必要と認められない場合に発生しています。
　獲物を捕獲し、又は獲物を取り逃がして猟銃を発射する必要がなくなった時は、必ず脱包し、薬室や弾倉に実包が装填されていないことを確認してください。
○　事故の大半は、「不法装填」と「猟銃の安易な取扱い」が原因となっています。法律を遵守し、安全な狩猟を行ってください。
○　猟銃に置き忘れ機能や追跡装置を搭載したタグの取付けや、猟銃と着衣を負革や吊り紐で結着する等して、猟銃の紛失防止等に努めてください。



入山者の皆さんへ

～狩猟期間になると、イノシシ等を捕獲するために、狩猟者が猟銃を発射したり、わなを仕掛けたりすることができるようになります～

○　銃声のする方向には近づかないようにしてください。
○　オレンジ色や黄色等、目立つ色の服を着たり、スマートフォンで音楽を鳴らす等して、狩猟者に対して、周囲に人がいることを気づかせるよう心がけてください。
○　土曜日、日曜日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意してください。
○　わな（くくりわな）は、非常に危険なので、わなを仕掛けていることを知らせる注意標識がある場所には、近づかないようにしてください。